

官報

昭和四十一年二月十四日

第五十二回 参議院會議錄第十二号

昭和四十一年二月十四日(月曜日)
午後零時五十八分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十一年二月十四日
午前十時開議

第一 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

○本日の會議に付した案件

- 一、請願の件
- 一、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件
- 一、文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 一、社会保険審査会委員の任命に関する件
- 一、昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 中津井 真君
- 商工委員 浅井 亨君
- 運輸委員 田中 茂穂君
- 同 矢追 秀彦君
- 決算委員 金丸 富夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十一年二月十四日 参議院會議錄第十二号 議長の報告

- 法務委員 田中 茂穂君
- 商工委員 矢追 秀彦君
- 運輸委員 中津井 真君
- 同 浅井 亨君
- 決算委員 中津井 真君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

- 石炭対策特別委員 徳永 正利君
- 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
- 石炭対策特別委員 松平 勇雄君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、畑地農業改良促進対策審議会委員である左記の者から同委員辞任の申出があったので、後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 重政 庸徳

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸省鉄道監督 原山 亮三君
局固有鉄道部長

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省鉄道監督局固有鉄道部長原山亮三君(前掲議長承認)を第五十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る八日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 柴田 栄君 (石原幹市郎君の補欠)
理事 八田 一朗君 (三木與吉郎君の補欠)

農林水産委員会
理事 野地 浩之君 (山崎齊君の補欠)

理事 和田 鶴一君 (梶原茂嘉君の補欠)

運輸委員会

理事 岡本 悟君 (江藤智君の補欠)

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき昭和四十年年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき昭和四十一年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五日付をもつて大蔵省国際金融局長事務代理村井七郎君は同事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄君

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 杉山善太郎君- 社会労働委員 龜田 得治君
- 運輸委員 相澤 重明君
- 建設委員 前川 旦君
- 決算委員 谷口 慶吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員 杉山善太郎君

運輸委員 前川 旦君

建設委員 相澤 重明君

決算委員 高橋文五郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

日本開港銀行法の一部を改正する法律案

都市開発資金融通特別会計法案

大蔵委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

都市開発資金の貸付けに関する法律案

建設委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省国際金融局長鈴木秀雄君(去る八日議長承認)を第五十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十日委員会において当選した理事は左の通りである。

商工委員会

理事 豊田 雅幸君 (柳木亨弘君の補欠)

理事 柳田桃太郎君 (岸田幸雄君の補欠)

理事 小野 明君 (大河原一孝君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

物品税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

一八四

いりました。

き、四百四十円

2 前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる

字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十日	北海道 秋田県 岩手県 青森県 宮城県 山形県 福島県 新潟県 石川県	八月三十一日
九月三十日	茨城県 千葉県 埼玉県 栃木県 群馬県 石川県 新潟県 富山県 福井県	十月三日
十月一日	茨城県 千葉県 埼玉県 栃木県 群馬県 石川県 新潟県 富山県 福井県	十月四日
十月十一日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月十三日
十月十二日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月十四日
同月二十日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月二十五日
十月二十一日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月二十三日
十月二十七日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月二十七日
十月二十八日	秋田県 山形県 滋賀県 三重県 兵庫県	同月二十八日

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づき政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

(法人税の特例)

第二条 前条の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日まで政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度（以下「売渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する

る第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となる場合

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいま議題となりました「昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案」につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和四十年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を、政府に対し、事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、その売り渡した米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり千四百円ないし千七百円を非課税としようとするものであります。

これに伴う昭和四十年産の減収額は約七億円と見込まれております。

委員会におきましては、「本特例措置のような方法によらずして、他に米作生産者に対する負担の軽減は考えられないか」、その他「本特例措置適用による件数、減税額及び米穀の需給計画の実情はどうか」等の諸点について質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（河野謙三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日、これにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○副議長（河野謙三君） 御異議ないと認めます。これにて延会いたします。

午後一時四分延会

出席者は左のとおり。

議員

林 塩君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 片山 武夫君
中沢伊登子君 石本 茂君
中尾 辰義君 浅井 亨君
高山 恒雄君 植木 光教君
和田 鶴一君 二宮 文造君
北條 篤八君 中上川アキ君
沢田 一精君 二木 謙吾君

副議長 河野 謙三君

野知 浩之君	多田 省吾君
小平 芳平君	林田 正治君
吉江 勝保君	山田 徹一君
白井 勇君	辻 武寿君
白木義一郎君	木暮武太夫君
寺尾 豊君	草葉 隆圓君
柳田桃太郎君	山本茂一郎君
藤田 正明君	高橋文五郎君
内田 俊朗君	丸茂 重貞君
源田 実君	熊谷太三郎君
龜井 光君	石井 桂君
稲浦 鹿藏君	柴田 栄君
横山 フク君	青柳 秀夫君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君
田中 茂雄君	古池 信三君
笹森 順造君	石原幹市郎君
竹中 恒夫君	中野 文門君
堀本 宜実君	後藤 義隆君
内藤登三郎君	玉置 和郎君
西村 尚治君	任田 新治君
長谷川 仁君	高橋雄之助君
奥村 悦造君	岡本 悟君
近藤英一郎君	楠 正俊君
徳永 正利君	栗原 祐幸君
木島 義夫君	村上 春藏君
松野 孝一君	天坊 裕彦君
松平 勇雄君	斎藤 昇君
郡 祐一君	青木 一男君
鈴木 市藏君	吉武 恵市君
木村美智男君	戸田 菊雄君
田村 賢作君	小野 明君
櫻井 志郎君	瀬谷 英行君
赤間 文三君	金丸 富夫君
江藤 智君	井川 伊平君
藤田藤太郎君	鈴木 強君
三木與吉郎君	森 八三一君
岡 三郎君	木内 四郎君
	永岡 光治君

柳岡 秋夫君	紅露 みつ君
上原 正吉君	増原 恵吉君
山本伊三郎君	藤田 進君
大和 与一君	岩間 正男君
春日 正一君	森 勝治君
鈴木 力君	中村 波男君
田中寿美子君	小林 武君
柴谷 要君	小柳 勇君
相澤 重明君	占部 秀男君
光村 甚助君	大矢 正君
近藤 信一君	木村禮八郎君
椿 繁夫君	久保 等君
岡田 宗司君	藤原 道子君
羽生 三七君	

国務大臣
大蔵大臣 福田 赳夫君

政府委員
内閣官房副長官 竹下 登君
文部政務次官 中野 文門君

第九号中正誤

ハシ 段行 誤
二五 四七 明確 明確に 正
二五 二七 弊害 弊害
二八 三六 不問題 本問題

第十号中正誤

ハシ 段行 誤
二六 三二 圧迫 圧迫 正
二九 四〇 終わり 終わり
二九 四〇 ところが ところで

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(二線)